

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例（案）概要

1 改正の理由

押上・業平橋駅周辺地区については、平成 2 4 年 5 月 2 2 日に裏面のとおり C 地区及び D 地区を新たに地区整備計画区域に追加する地区計画の都市計画変更を行った。これに伴い、現行条例に地区及びその都市計画の内容を追加する。

2 改正概要

	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	
	C 地 区	D 地 区
建築してはならない建築物	個室付浴場、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ等の性風俗関連特殊営業の用途に供する建築物	
建築物の敷地面積の最低限度	6 0 平方メートル	
適用除外	公衆便所、巡査派出所等公益上必要な建築物の敷地として使用する土地	
建築物の高さの最高限度	3 5 メートル	2 2 メートル

3 施行期日

公布の日

4 その他

今回の都市計画変更では、上記制限の他、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」を定めており、建築物の外壁、屋外広告物について、街並みや周辺への景観的調和に配慮するとともに、屋上には原則として広告物、看板等を設置してはならない旨を定めている。この内容の審査については、都市計画法に基づく届出により行う。

地区整備計画区域

